

検閲の概念に関する諸説の関係について

Consideration of interrelationship between theories over the concept of censorship

久保健助¹⁾

Kensuke KUBO

Abstract

There have been three major conflicting theories over the interpretation of the concept of censorship stipulated in the section 2 of Article 21 of the constitution of Japan. And the Supreme Court has adopted its own interpretation.

Under the circumstances, a little confusion on its understanding can be observed in some major textbooks of the Constitution. The cause of the confusion is attributed to the fact that the criterion for classifying those theories has been so far based on which body is responsible for censorship, public authorities or administrative authorities. This way of classification isn't always an absolute criterion for the theories. The criterion should rather be on the difference of "functionality" of each theories. To produce evidence to the notion, we will firstly consider the three major theories and the Supreme Court's concept of censorship. Secondly, we will confirm the principle of prohibition on prior restraint, which has been a superordinate concept for prohibition of censorship, and then draw the conclusion based on those observations.

keywords : censorship, prior restraint, functionality

1. 問題の所在 —— 本稿の目的

日本国憲法21条2項の検閲概念をどう理解するかについては、学説・判例上、顕著な対立がある。対立があるのみならず、学説においては憲法制定後の通説(後述「広義説A」)が、これに異を唱える少数説(後述「狭義説」)に凌駕され、さらには広義A説の流れをくむ(少なくともそう主張される)新解釈(後述「広義説B」)が再び台頭するといったダイナミックな展開を見せている^{*1}。

一方、こうした学説状況の下、最高裁判所は、判決において独自の検閲概念を採用している^{*2}。そしてこの有権的解釈に対しては、各学説の立場からの批判的検討がなされることとなった。

そうした中で、若干の有力な憲法教科書等において、最高裁の検閲概念につきこれが前記「狭義説」を採るものとの指摘がある^{*3}。本稿では、かかる見解が不正確なものであることを明らかにするとともに、そうした見解が提出されるにいたった原因を明らかにしようとする。

思う。

結論的にいえば、従来の学説分類は、検閲の主体に関する違い(公権力か行政権か)を主な基準として行なわれてきたのであるが、この分類基準は「狭義説」、「広義説A」、「広義説B」の三説間の関係を見るにあたっては、必ずしも本質的なメルクマールではないのである。

上記の学説への命名及び分類基準によれば「広義説A」と「広義説B」が近似性を持ち、それらと「狭義説」の間に大きな隔たりがあるやに思われるのである。しかし、検閲の概念についての論議における本質的論点は、如何に効果的に「事前抑制禁止の原則」を貫徹するか、という点にこそあるのであって、この点に着目するならば、実は、「狭義説」と「広義説B」にこそ近似性が見いだされるべきであり、この両者と「広義説A」には決定的な差異が存するのである。

そして、最高裁の検閲概念を狭義説と同視する説は、おそらくは上述のごとき従来の分類基準に幻惑され、各説の本質を見誤ったものと考えられる。私見によれば、最高裁の検閲概念は、旧来の通説であった「広義説A」にもっとも近接した性質を持つ考え方(「機能

1) 日本女子体育大学助教

的)に対する意味で「概念的」ないし「歴史的」検閲概念論)に基づくものであるといえる。

以上のことを論証すべく、以下、次の順で論述を進める。第一に、学説及び最高裁の検閲概念を概観する。第二に、検閲禁止規定の前提である事前抑制禁止の原則の意味を確認する。そして、第三に、それらの整理を踏まえて上記の結論を敷衍して述べることにする。

2. 検閲概念をめぐる諸解釈

日本国憲法21条2項の「検閲」概念をめぐる諸説については、少なからぬ分析作業がなされているが、ここでは主として、芦部信喜の分析^{*4}に沿って諸説の概要を確認してゆく。

主要な学説についていえば、21条2項の検閲概念の解釈には、まず広狭の二説がある。二説の分岐点は、検閲の主体の広狭にある。広義説は検閲の主体を「公権力」とし、狭義説はこれを「行政権」に限定する。

このうち広義説はさらに二分される。以下、それぞれ便宜上、広義説A、広義説Bという。

① 広義説A

この説による検閲の定義は次のとおりである。

「公権力が外に発表されるべき思想の内容をあらかじめ審査し、不適当とみとめるときは、その発表を禁止することすなわち事前審査を意味する」^{*5}。

この説によれば、前述のとおり検閲の主体は公権力とされており、行政権のみならず、司法権による事前抑制も検閲に含まれる。従って、名誉毀損やプライバシーの侵害を理由とした裁判所による出版の事前差止などは、検閲に該当するが例外的に許容される、という考え方になる。

一方、規制の対象と時期については限定的である。すなわち、その対象は「思想の内容」に限定されており、規制の時期は「発表前」とされている。

芦部によれば、1959年当時「学説はほとんどすべて宮沢説的な解釈を採っていた」^{*6}といわれる。

宮沢は上記の定義に続いて次のようにいう。

「かような意味の検閲を特に憲法で禁止しているのは、そうした検閲が各国で表現の自由に対して加えられた制限のいちばん普通的方式であり、しかも、そこでの経験によれば、表現の自由に対するかような事前抑制の方式は、民主社会において表現の自由の有する意味

を害する危険がとくに大きいからである。検閲の禁止は、かように、もっぱら歴史的・経験的に理由づけられる」^{*7}。

欧米において表現の自由が漸進的に獲得されてゆく途上、その最初の到達点とされたのが「検閲の禁止」であった。

すなわち、出版の自由の本質は「出版物に対して事前の抑制を課さないところにあり、発表されたとき刑事問題で責められることからの自由にあるのではない」^{*8}といわれる場合、「事前の抑制」は検閲と同義であるとともに、典型的には思想等の「発表」すなわち出版前の規制が含意されていた。英国においては1694年に検閲が廃止された^{*9}、といわれる場合にも、そこに想定されている対象と規制時点は同様のことを意味している。

広義説Aは、したがって、検閲概念の「伝統的・経験的な」理解に基づく説であるといえよう。そして、広義説Aのこうした特徴は、次のような批判を招く。

「かかる見解は、違憲的『検閲』概念をおそらくは、草稿検閲それ自体に限定している点において、戦前日本の状況を『自由主義』ととらえる戦前の見解と軌を一にしている。こうして、論者の見解は、好むと好まざるとにかかわらず、『正式の検閲』をもたなかった戦前出版警察体系の復活が、日本国憲法二一条二項には違反しないという結論を導出するであろう」(傍点は原文による)^{*10}。

すなわち、広義説Aによれば、新聞紙法に代表される明治憲法下での、行政権による「発売・頒布禁止」制度は、検閲に該当しないことになる。新聞紙法は、11条において「新聞紙は発行と同時に内務省に二部、管轄地方官庁、地方裁判所検事局及区裁判所検事局に各一部を納むべし」と規定し、23条が「内務大臣は新聞紙掲載の事項にして安寧秩序を紊し又は風俗を害するものと認むるときは其の発売及頒布を禁止し必要な場合に於ては之を差押ふことを得」と規定していた。いわゆる「内閲」の慣行により、「実際には、検閲が行なわれていたといっている」^{*11}状況ではあったが、法制度それ自体は、発表前の抑制を定めるものではなかったのである。したがって、広義説Aによれば、21条1項で表現の自由を保障し、同2項で重ねて検閲の禁止を明示する日本国憲法をもってしても、こうした制度をただちに違憲と断じることとはできないことになるのである。

② 狭義説

狭義説は、1970年代後半に佐藤幸治によって始唱され、少数説から今日では多数の支持を集めて「きわめて有力な学説」となったといわれる^{*12}。この説による検閲の定義は次のとおりである。

「表現行為に先立ち行政権がその内容を事前に審査し不相当と認める場合にその表現行為を禁止する〔制度〕」^{*13}。

この説の第一の特徴は、検閲の主体を行政権に限定している点であって、このことが狭義説と称される所以である。この限定は検閲概念の歴史的用法に反するものではない。前述した欧米の歴史上、検閲の主体として典型的なものはたしかに行政権であった。しかし、この説は単に検閲の歴史的な概念に依拠するに止まるものではない。そこには日本国憲法21条の解釈における実践的な意味がある。すなわち、同説は、行政権以外による事前抑制（ここでは主に司法権による事前差止めが念頭に置かれている）については21条1項の問題領域とすることで、例外的にはあれ、合憲の可能性を留保する。他方、行政権による事前抑制——すなわち同説にいわれるところの検閲については、21条2項により「絶対的に」禁止されている、と解するのである。

第二の特徴は、狭義説と称されるこの説が、広義説Aにおける検閲の概念を重要な点において拡張している点である。

第一に同説は、検閲の対象を広義説Aの「思想の内容」から「表現行為」へと拡張する。この点は、通常「思想」とは区別される「事実」の伝達も表現行為として保護されることを考えれば当然のことといえよう^{*14}。

第二に、同説は規制の時期につき「表現行為に先立ち」としているが、この言い回しには次のような含意がある。すなわち、ここにいわれる「表現行為」とは、「表現する行為〔情報提供〕だけでなく発表を受け取る行為〔情報受領〕を含む」というのである^{*15}。

3.で後述するように、とりわけ、検閲概念における「事前」という要素の相対化は、最も注目すべき点であろう。すなわち、検閲は、広義説においては事前抑制と同義に用いられ、狭義説においても事前抑制の特殊な部分をなすと考えられているのであって、それは当然に「事前」の、つまり「発表」前の規制を意味すると考えられる。少なくとも、ワイマール期以来ドイツではこれが通説的な考え方であったといわれる。

③ 広義説B（機能的検閲概念論）

この説は芦部によって主張されるものである。同説の趣旨は少なくとも昭和38年初出の「表現の自由」^{*16}に見られるが、検閲概念についての一学説として明確に主張されるようになったのは、昭和61年の「機能的『検閲』概念の意義と限界」以降のことであるといえよう。すなわち、同論考は、「従来私が説いた趣旨」を敷衍、明確化するために執筆されたものである、とされているのである^{*17}。

この説が広義説に分類されるのは、検閲の主体を、公権力であるとするが故である。したがって、同説は、広義説Aと同様、21条2項の「検閲」を事前抑制と同義と理解するものである。

広義説Bが広義説Aと異なるのは以下の点である。

第一は、検閲の対象である。広義説Aが「思想の内容」とするのに対し、広義説Bは「表現の内容」としている。その意図するところは、狭義説におけるのと同様であって、「思想」とは区別される事実等をも検閲の対象に包含しようとするのである。

第二に、規制の時期である。広義説Aが発表前としているのに対し、この説は一定の場合、情報の「受領前」をも含むものと解する。すなわち、「思想・情報の発表に対して実質的に事前検閲（発表前の審査）と同視できるような抑止的効果を及ぼす公権力の規制は、厳密な意味では発表後であっても、検閲に含まれる」^{*18}というのである。

芦部は自ら、この検閲概念を「機能的検閲概念」と命名している。その意図するところは、検閲概念の歴史的沿革のみに拘泥することなく、実質的に「出版物の伝播に対する重大な抑圧」となる規制については、これを事前検閲と同視し、憲法上許されないものと解釈しようとするところにある^{*19}。

④ 最高裁判決における検閲概念

最高裁は、昭和59年の大法廷判決^{*20}において次のような検閲概念を示した。

「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査したうえ、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」。

この定義は、まず、検閲の主体を行政権に限定する

とともに、検閲の対象を「表現物」に広げている点で、上記狭義説と軌を一にする。また、同判決は、明確に「憲法二一条二項前段の規定は、……検閲の絶対的禁止を宣言した趣旨と解される」として、自ら上述狭義説とのその点での近似性を認めている。

しかし、この定義については、学説から、主として「狭きに失する」という趣旨の批判がなされているとおり、審査の態様を「発表の禁止を目的」とした「網羅的・一般的」なものに限定する。さらに、検閲の時期についても「発表前」とする。

こうした最高裁の定義は、検閲主体を行政権に限定する点及び憲法21条の検閲禁止を絶対的なものと理解する点で狭義説との強い親和性を見せる。しかし、他方で本稿がより「本質的」と考える点において、最高裁の定義は広義説Bはもとより狭義説とも決定的に対立するものである。

この点について節を改めて詳述するが、それに先だって次節では、事前抑制禁止の原則がどのような意義を持つものであるのかについて、確認しておきたい。

3. 事前抑制禁止原則の意義

広義説においては事前抑制は検閲と同義とされるから事前抑制禁止原則といっても検閲禁止原則といっても同じである。他方、狭義説では事前抑制は検閲の「上位概念」ということになる。すなわち、狭義説によれば、前述した意味での「表現行為」に先立つ抑制が公権力によって行なわれた場合、これを事前抑制といい、そのうち特にその主体が行政権である場合を検閲と呼ぶわけである。

さて、事前抑制は、表現行為に対する事後の規制に比べ大きな害悪を持つものといわれる。それゆえにこそ事前抑制については日本国憲法21条2項が明示的にこれを禁じているのであり、あるいはこうした明文規定がなくとも、表現の自由の保障は当然その内容として事前抑制禁止の原則を含むと考えられているのである。

確かに事前抑制は表現行為を抑制しようとする諸権力により歴史上古くから用いられてきた一般的な方法であった。同時にそれは「民主社会において表現の自由の有する意味を害する危険がとくに大きい」規制方式であるといわれる^{*21}。

ここにいわれる「とくに大きい」危険性とは何か。この点については、伊藤正己が『言論・出版の自由』

において次のような整理を行なっている^{*22}。

第一に、事前抑制は一般に、事後の規制に比べはるかに広い範囲の表現に対して規制を加えることになる。事後規制は、被害者の申立てないし検察官の起訴がなされた特定の場合にのみ行なわれる。これに対して事前抑制においては「およそ禁止すべからざるものも、禁止の対象かどうか不明確なものも、抑制されてよいと思われるような表現も一括して公権力の判断をうけることになる」のである^{*23}。

第二に、事後規制においては、表現行為はともかくもひと度は行なわれ、思想の市場に持ち出され、その価値を主張することができる。これに対して事前抑制においては、そもそも思想の市場に一定の地位をしめることすらできず、聴く側、読む側にその表現内容を到達させる道が閉ざされてしまう。

第三に、事後規制においては規制する側が訴追等の負担を引き受けるのに対して、事前抑制においては、公権力の側は比較的簡易な手続で表現行為の抑制が可能であり、その不当を争う場合、必要な負担（強い意思、資力、時間等）は表現者の側に課せられることになる。

第四に、典型的な事前抑制の場合には、ある表現を禁止するかどうかの決定権が行政官の手中にあるから、事後規制における刑事手続に比べて手続的正義の保障が弱いものとなる。

第五に、事後規制は裁判という公開の場で行なわれるから、その過程も、規制の理由も明らかにされるが、事前抑制においては、非公開の行政手続によることが多く、規制の根拠が明らかにされないことすら少なくない。このことは事前の抑制に対する批判の機会の限定を意味する^{*24}。

第六に、事前抑制の担当者による恣意的な権限行使の危険性である。すなわち、担当官吏が自らの職掌の存在意義を示すために、あるいは個人的偏見の発露として、不必要な規制を行なうことが危惧されるのである^{*25}。

以上の内容が、大筋において、前述各説の論者においても享有されていることは、例えば、佐藤幸治、芦部信喜による次の叙述によく示されている。

事前抑制禁止の原則は「情報が『市場』に出る前にそれを抑制するものであること、また、手続上の保障や実際上の抑止の効果において事後処罰の場合に比べて問題が多いこと」から帰結される^{*26}。

「事前抑制の禁止は、『思想の自由市場』を確保する

ためにも、また、壊れやすく傷つきやすい表現の自由の事後処罰には見られない致命的な（直接かつ回復しがたい）『萎縮効果』が及ぶことを防止するためにも、必須の前提であり、したがって表現の自由の保障の中核をなすものと考えられてきた^{*27}。

すなわち、事前抑制における問題点は、表現が何人の耳目にも達する前に封じられてしまう点、規制を受ける人に対する手続的保障が事後の規制に比べ不十分になる可能性が強い点、事後規制に比べいっそう不利なこうした規制を回避すべく事前抑制の存在そのものが表現活動を萎縮させてしまう点などに求められる。

事前抑制禁止の原則が、如上の理由のゆえに存在している以上、同原則はこうした理由に十分に対応するものとして構成されるべきであることは多言を要しない。

憲法上の検閲禁止規定もまた同様に考えられるべきであり、検閲概念をめぐる各学説の「本質」まさにこの点——事前抑制の持つ害悪を如何に十分に防ぎうる概念構成をするか——にこそあるといえよう。

4. 三学説及び最高裁判決の関係

さて、以上で述べてきた三学説及び最高裁判決における検閲概念の関係はいかなるものと理解すべきか。

① 広義説 B と狭義説における検閲主体の違いは本質的な問題ではない

なるほど、広義説と狭義説を比較すれば、検閲の主体についての違いが顕著なものであることは間違いない。

しかし、狭義説は主体を行政権に限定した検閲概念を提起し、この範疇に属する規制は絶対に禁じられるとする。一方、行政権以外の公権力（多くは司法権）による事前抑制についても、原則的には許されないが例外はあり得るとするにすぎない。あまつさえ、司法手続による事前抑制であっても、一定の要件を備えないものは検閲と同視される、とすらいふ。すなわち、「たとえ裁判所が主体であっても、弁論も開かず、理由も付さずに表現行為を差止めるのは、実質的には行政処分と解すべきであろう」といわれるのである^{*28}。

また、行政権による事前抑制（すなわち狭義説にいう検閲）の絶対的禁止こそは、狭義説の際だった特徴であるのだが、同説はこの点について一つの留保をおく。すなわち、「検閲の禁止は絶対的であるが、公法上

の特殊な関係にある場合においてやむにやまれざる必要性が認められる限り、検閲も容認される（在監者に対する検閲）^{*29}といわれ、限定的にはあれ、その「絶対性」は一定程度緩和されうるのである。

こうしたことからみれば、定義上における規制主体の広狭は実質的には、具体的な規制事例の合憲性判定の結論においては、さほどの違いを有していないといえるであろう。

さて、このように狭義説と広義説 B における検閲主体についての相違は、実質においては決定的なものではないといって差し支えなからう。そこでつぎに、本稿における中心的主張である、両説はその本質において近似のものである、という場合の「本質」とは何かという点を明らかにしておく。

② 検閲概念の「機能性」

芦部は自ら提出された検閲概念（上述の「広義説 B」）を「機能的検閲概念」と称する。その意味するところは、前節で述べた事前抑制禁止の原則を、如何にすれば最もよく実現しうるか、この点に関する機能性である。

確かに、検閲は歴史的に形成されてきた概念に違いない。歴史的に見て、その典型的な例が、行政権による思想等の発表前の規制であったことは確かである。

しかし、今日の憲法解釈においてこうした歴史的な検閲概念に終始することは、まさに「機能的」でありえない。なぜなら、歴史的概念規定に固執すれば、当該概念に該当しないが、実質的には事前抑制と同様の危険性を有する規制に合憲的に存在しうる余地を留保するからである。

このことは奥平によりつとに指摘されていたところである。奥平による宮沢への批判、すなわち「広義説 A」への批判については前述した。

簡単に繰り返せば、宮沢は映画に対する検閲、前述の内閣制、戦時中の「紙の統制をテコとした『かなり本式の検閲』」の存在を認めつつも、「明治憲法時代には、一般の出版物については、検閲の制度はなかった」という。奥平はこれに対して、こうした「論者の見解は好むと好まざるとにかかわらず、『正式の検閲』をもたなかった戦前出版警察体系の復活が、日本国憲法二一条二項には違反しないという結論を導出するであろう^{*30}というのである。

日本国憲法そのものがそうであるように、この憲法による諸権利の保障が、明治憲法下における多くの権

利規制・抑圧の経験を踏まえて作られていることは否定しようもない。そうであれば検閲の概念についても明治憲法下での言論抑圧制度の復活に余地を残すような解釈は、合理的でも、機能的でもあり得ない。

芦部の機能的検閲概念論の一つの背景はここにあると見られる。こうした歴史的経緯とともに、芦部の議論は今日の問題に対応するものでもある。

すなわち、芦部は機能的検閲概念論の「機能性」を説明して次のように説明する。

「たとえば、マス・メディアの自主規制機関が公権力から非公式の強い圧力を受け、それを実質的に代弁するような形で、一定の情報を『思想の自由市場』から排除してしまう場合」、「青少年保護条例に基づいて設置された委員会（行政権）が、指定した有害図書類のリストを図書配給業者に通告する際、非協力業者は起訴されることもありうる旨を伝え、それを裏づけるかのように警察当局も配給業者にいかなる処置をとったかなどの調査を行ない、そのため配給業者が発注・販売を停止したりする事態が生まれたような場合」には、これらを「事前検閲と同視」し「憲法上許されないと解」する可能性を導くことができる、と^{*31}。

③ 「規制の時期」の相対化——狭義説と広義説 B の近似性

ところで、こうした広義説 B の機能性は、主として検閲の対象及び時期の拡張によってもたらされている。

既に述べた通り、検閲の対象を「思想の内容」に限定せず「表現行為」一般へと拡張されたのは、表現の自由による保護対象の拡張という、当該自由全般にかかわるレベルでの解釈論に連動するものである。したがって、広義説 B における検閲概念の固有の特徴は、その時期に関する拡張であるといえる。

規制が行なわれる時期を表現内容の発表以前に厳格に限定した場合、上記機能的検閲概念論が問題とした規制類型は、悉く検閲禁止の射程外におかれてしまうことになる。

このように検閲概念の機能性と検閲概念における規制時点の相対化という点に着目するとき、狭義説にも同様の機能性を見いだすことができるであろう。

すなわち、狭義説は確かに「検閲」概念をその主体において狭く行政権に限定するのである。しかし、狭義説においても、検閲の概念同様、(行政権以外による)事前抑制についてもその対象及び規制時点が相対化さ

れているのである^{*32}。したがって、21条全体としては、事前抑制一般について、ほとんど広義説 B と変わらない機能性が導かれるであろう。

ここに狭義説と広義説 B との本質的部分における近似性が見て取れるのである。

5. まとめにかえて——最高裁判決による検閲概念はどのように位置づけるか

前述したように、最高裁判決における検閲概念は、検閲の主体を行政権に限定し、その禁止を21条2項に根拠づけて、これを絶対的の禁止という。これらの点で狭義説と軌を一にしている。

そうしたことから若干の有力な論者により、最高裁判決は狭義説を採るものと位置づけられている^{*33}。

しかし、上述のとおり検閲概念をめぐる諸説のもっとも本質的というべき要素は、その機能性にある。つまり、実質的に事前抑制と同様の効果を持つ言論統制から表現の自由を防護するという点で如何に機能的であるかという点である。

この観点からするならば、規制の時点を発表前に限定し、規制の態様に網羅的・一般的といった独自の限定を付す最高裁判決の検閲概念は本質的にも、「基本的に」(松井)も狭義説とは異なる立場を採るものといわざるをえない。

そして、そうした不正確な位置づけを導いた原因の一半は、あたかも規制の主体の違いが検閲概念をめぐる諸説の分類において本質的要素であるかのような印象を与える「広義説」、「狭義説」といった命名法にあったように思われる。

*本稿は、平成12年度二階堂奨励研究費の補助を受けて行なった研究の成果である。

参考文献・引用文献

- 1) 各説が提起された時期については、後述2. 参照。
- 2) 昭和59年12月12日大法廷判決、民集38・12・1308。
- 3) 例えば、辻村みよ子『憲法』平成12年日本評論社239頁、松井茂記『憲法』平成11年有斐閣453頁、同『マス・メディア法入門 第二版』平成10年日本評論社55頁。
- 4) 主として、芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1)(増補版)』平成12年日本評論社358頁以下による。
- 5) 宮沢俊義『憲法Ⅱ(新版)』昭和49年有斐閣366頁。
- 6) 芦部前掲(註4)書66頁註5。
- 7) 宮沢前掲(註5)書366頁。
- 8) Sir William Blackstone『英法釈義』芦部前掲(註3)

- 書359頁より。
- 9) Zechariah Chafee, Jr., Freedom of Speech and Press, Carrie Chapman Catt Memorial Fund, INC., 1955, p34.
 - 10) 奥平康弘「戦前における検閲制度小史」(初出昭和42年, 『講座日本近代法発達史11』頸草書房)『表現の自由I』昭和58年有斐閣135頁註6.
 - 11) 宮沢前掲(註5)書367頁.
 - 12) 芦部前掲(註4)書361頁.
 - 13) 佐藤幸治『憲法三版』平成7年青林書院519-520頁.
 - 14) 例えば, 佐藤幸治「表現の自由」芦部編『憲法II人権(1)』昭和53年有斐閣大学双書454頁.
 - 15) 佐藤幸治前掲(註14)書487頁.
 - 16) 芦部信喜「表現の自由」清宮四郎=佐藤功編『憲法講座2』, 芦部『現代人権論』昭和49年有斐閣所収.
 - 17) 芦部「機能的『検閲』概念の意義と限界」『人権と議会議政』平成8年有斐閣176頁(初出『日本国憲法の理論〔佐藤功先生古稀記念〕』昭和61年).
 - 18) 芦部『憲法学III』363頁.
 - 19) 芦部『憲法学III』363頁.
 - 20) 前掲(註2)最高裁判決.
 - 21) 前掲註7参照.
 - 22) 伊藤正己『言論・出版の自由』昭和52年岩波書店133頁以下.
 - 23) 伊藤前掲書134頁.
 - 24) 伊藤前掲書135頁.
 - 25) 伊藤前掲書136頁.
 - 26) 佐藤前掲(註14)書486頁.
 - 27) 芦部前掲(註4)書359頁.
 - 28) 佐藤前掲(註14)書487頁.
 - 29) 佐藤前掲(註14)書488頁.
 - 30) 奥平前掲(註10)書135頁.
 - 32) 佐藤前掲(註14)書485頁.
 - 33) 前掲註3参照.

(平成14年9月24日受付)
(平成14年11月21日受理)